

困つたなあに答えます

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
弁護士
帝京大学法学部教授

母の遺言書を
兄が偽造したのではないか…
と疑っています。

恥ずかしい話ですが、1年前に亡くなった母の遺産相続で兄ともめています。

父は15年も前に亡くなり、母は認知症を患つて5年前から施設に入所していました。亡父の相続については、不動産は配偶者控除の関係などで母が単独取得し、預貯金は私と兄が均等に取得しました。母には親の遺産もあって自身の預貯金が結構あります。兄妹で分けるよう言つたり、兄妹で分けるよう言つたりです。

建物1・2階は兄が内科診療所に使い（親に賃料を払つていました）、3・4階が親の居宅でした。兄はこの不動産が欲しいはずですが、兄が単独で取得するのです。

確かにおっしゃる通り、1枚目と2枚目の筆跡は違いますね。紙も違うのかも…。20年も前の、その日付時に同時に書いたのだとしたら、おかしなことです。それにおっしゃる通り、その預貯金はお母さまのものだけれど、不動産はお父さまのものだった。お父さんが5年後に亡くなり、その时不動産は自分の単独名義になるだらうとは、普通は頭が回らないことです。それにそもそも、なぜ今頃になつて遺言書が出てきたのだろうか。お母さまの机に本当にあつたのならば、相続税申告期限10ヶ月ぎりぎりになるまでなせ出でこなかつたのか。

遺言の偽造は争訟事件なので、地方裁判所で争うことになります。家庭裁判所での遺産分割はその有効無効が確定してからのこと。偽造が争われることは、ことに親の認知症絡みで、それは珍しくはありません。しかし、遺言はいつでも作れるものなので、何も20年前に本当に書いたであろう遺言に付け足す形ではなく新たに作れば良かつたのに（…といふのも変ですけれど（笑）。

遺言の有効無効ですが、お兄さまが有効性を主張して自分の取り分を多くしたいのだから、お兄さまに有効性の主張立証責任があります。こちらとしては疑わしいとの心証を裁判所に抱かせれば十分です。裁判で無効が確定すれば、遺言は存在しないのだから、最初に戻つて基本的

しかし、偽造などすればそもそも相続人の欠格事由に当たり（民法891条5号、遺言の偽造・変造・破棄・隠匿）、一切も認めなくなるのです。おまけに証明が難しいので、検察庁もなかなか告訴を受理してくれないけれど、私文書偽造罪（刑法159条1項、3カ月以上5年以下の懲役）に当たるので、もし不動産をあくまでお兄さまが単独取得したいのならば、不動産の評価査定をし、ご相談者が預貯金を単独取得しても足りなければその分ご相談者が代償金を払つてもらうことになります。

るならば、私は預貯金を全部もらつても対等にはなりません。でも兄は、母は認知症になる前から不動産はお前にやる、預金は兄妹で半分ずつ分けるように言つていたと。しかし私は聞いていないし、そもそも遺言がない、と言うと、うそのように、それから半年も経つて、母の机から母の自筆「遺言書」が見つかつたと知らせてきたのです。家庭裁判所の検認手続きも済ませたので、写しをお持ちしました。1枚目は不動産を兄にとあるし、2枚目は口座を特定して兄妹で分けています。確かに母の筆跡のようですが、1枚目と2枚目は明らかに違う。2枚目最後の日付は20年も前で、この時不動産の名義は亡父でした。何から何まで疑わしいのに、兄は無効だと言うのならお前がそれを証明しろと言つのです。どう思われますか？